

今月の取組

気をつけよう、蛍光灯の廃棄

～水銀条約発効に伴い廃棄物処理法が改定されました～

2017年8月に水銀条約が発効されました。水俣病を二度と出さないため、世界中の水銀を拡散させないための約束です。日常生活で水銀を捨てるシーンといえば、例えば蛍光灯を捨てる時が挙げられます。

水銀条約の発効に伴い、廃棄物処理法施行令も改定され、2017年10月から施行されています。職場で蛍光灯などを廃棄するときに気をつけてほしいことを解説します。

✓ 水銀が入っているかどうか確認する

身近にある水銀含有製品は、蛍光灯、体温計、ボタン電池などです。それ以外にも、水銀が使われているものがないか調査してください。

J-MOSS制度で水銀製品にはマークを付けることになっていますが、含有量が少ない場合には、ない場合もあります。

- 日本語 : 水銀
- 化学記号 : Hg
- 英語 : Mercury



✓ マニフェストを分けて発行する

例えば蛍光灯を廃棄する場合、今後、必ず分別廃棄する必要があります。よって、マニフェストでは、他の産業廃棄物とも区別して、蛍光灯単体で交付する必要があります。

マニフェストには「産業廃棄物の名称」欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と記載してください。



✓ 収集運搬業者・中間処理業者に確認する

契約している産業廃棄物の収集運搬業者と中間処理業者に対応可能かどうか確認してください。今後は、許可証に「水銀廃棄物」が記載されますが、暫定期間（5年）は、各業者に取り扱い可能か確認するしかありません。

✓ 契約書を変更する

契約書に「水銀使用製品産業廃棄物」を記載する必要があります。

✓ 保管場所看板を変更する

分別区分が変更になるため、保管場所看板にも「水銀使用製品産業廃棄物」を追加してください。

廃棄物保管施設	
廃棄物の種類	水銀使用製品産業廃棄物
管理者名	総務部長
管理者連絡先	総務課 内線1234
積上げ高さ	
注意事項等	関係者以外立入禁止